

# 和歌山県中小企業振興条例（仮称）のあらましに対する県民意見募集

## 項目別ご意見とお返事（計 11 通、16 件）

### <全体について>

ご意見の要旨	ご意見についてのお返事
条例の趣旨等を説明する「前文」があった方がわかりやすくいい。	ご意見を踏まえ、前文を追加します。
条例制定に大賛成。いい条例をつくってほしい。	ご期待に沿えるよう、実効性のある条例の制定に向け検討を進めていきます。
この条例によって、中小企業の業績がよくなり、従業員の生活が豊かになることを期待している。	条例の制定が県内中小企業の活性化と県民生活の向上につながるよう、しっかりと取り組んでいきます。

### <1 目的>

ご意見の要旨	ご意見についてのお返事
NPO法人などの民間団体やシンクタンクとの連携・協力はしないのか。	民間団体やシンクタンク等との連携・協力は重要なものであると考えており、「県の責務」の項目において、「その他の関係機関との連携」として盛り込んでいます。

### <2 定義>

ご意見の要旨	ご意見についてのお返事
「大学等」には、県外や国外の大学や学術研究機関は入らないのか。	「大学等」には県外・国外の大学や学術研究機関を含んでいます。 ご意見を踏まえ、よりわかりやすく「国内外の」大学等を意味することを明確化します。

### <3 基本理念>

ご意見の要旨	ご意見についてのお返事
基本理念に、「県が、県経済と県内中小企業等の振興に対して、その責務を果たすこと」を明示すべき。	「県の責務」の項目において、県が中小企業の振興に関し、総合的かつ戦略的に施策を実施する「責務を有する」ことを明記します。

「中小企業の振興は、(中略)豊かな自然や歴史、文化といった観光資源(中略)の活用を図ることにより推進されなければならない」という規定のところに、文化だけでなく「文化財」も入れてほしい。	「文化財」が文化を構成する要素のうちの1つであることや、文化と並記している自然や歴史といった語句とのバランスに配慮し、「文化財」は文化に含むものと考えました。
--	---

#### < 4 県の責務 >

ご意見の要旨	ご意見についてのお返事
努力規定が中心となっており、具体的に県が果たさなければならない役割と責任があいまいである。	県が中小企業の振興に関し、総合的かつ戦略的に施策を実施する「責務を有する」ことを明記します。
特に経営が苦しい零細企業をもっと支援してほしい。	県が中小企業振興施策を講ずるに当たり、「経営資源の確保が困難であることが多い小規模企業者に対して配慮する」よう努めることを規定しています。 なお、ご意見は施策を進める上での提言として、県の関係部局にお伝えします。
企業数の80%に及ぶ小規模事業者への対策を十分に盛り込んでほしい。	県が中小企業振興施策を講ずるに当たり、「経営資源の確保が困難であることが多い小規模企業者に対して配慮する」よう努めることを規定しています。 なお、ご意見は施策を進める上での提言として、県の関係部局にお伝えします。
運用面において、県をはじめ各種団体等の催しで「紀州の地酒(日本酒・焼酎・梅酒等)で乾杯」の周知を徹底してほしい。	ご意見を踏まえ、県が「中小企業者が供給する紀州の地酒等の県産品の活用に率先して取り組む」よう規定します。 また、ご意見は施策を進める上での提言として、県の関係部局にお伝えします。

#### < 5 市町村への支援 >

本項目に対するご意見はありませんでした。

## < 6 中小企業者の努力 >

ご意見の要旨	ご意見についてのお返事
特に、中山間地域における住民の生活基盤の維持は、中小企業とりわけ小規模事業者の大きな役割であることを位置付けてはどうか。	ご意見の内容は、中小企業者が「地域活動への参画等により、地域の経済及び社会への貢献に努める」という規定に包括的に盛り込んでいます。

## < 7 中小企業団体の役割 >

本項目に対するご意見はありませんでした。

## < 8 大企業者の役割 >

本項目に対するご意見はありませんでした。

## < 9 金融機関の役割 >

本項目に対するご意見はありませんでした。

## < 10 大学等の役割 >

ご意見の要旨	ご意見についてのお返事
大学等が中小企業の振興に協力するということをしつかりと書き込んだ方がよい。	ご意見を踏まえ、大学等が「中小企業の振興に配慮する」よう努めることを明記します。

## < 11 県議会の役割 >

本項目に対するご意見はありませんでした。

## < 12 県民の理解と協力 >

ご意見の要旨	ご意見についてのお返事
県が積極的に県民に対して、中小企業の重要性について広報や啓発を行う必要がある。	ご意見を踏まえ、県が「県民の理解の促進のため、広報及び啓発に努める」ことを新たに規定します。

### < 1 3 基本方針 >

ご意見の要旨	ご意見についてのお返事
特に、女性や若者を対象とした創業・経営革新などに係る人材育成・能力開発などの施策が必要である。	ご意見の内容は、「事業活動を担う人材の育成及び確保」という規定に包括的に盛り込んでいます。 なお、ご意見は施策を進める上での提言として、県の関係部局にお伝えします。

### < 1 4 中小企業振興施策の公表等 >

本項目に対するご意見はありませんでした。

### < 1 5 財政上の措置 >

ご意見の要旨	ご意見についてのお返事
努力規定となっており、具体的に県が果たさなければならない役割と責任があいまいである。	この条例に基づく具体的な施策は、県の財政状況等を考慮して実施されるものであることから、「努めるものとする」と規定しています。